

## 令和8年度 市民税・県民税(個人住民税)申告受付日程

駐車場は、大変混雑することが予想されます。なるべく公共交通機関をご利用ください。

### ◎市民税・県民税の出張申告相談会場

月	日	曜日	会 場	9 : 30~11 : 30	11 : 30~13 : 30	13:30~15:30
2 月	2	月	北山出張所	北山	山宮	
	3	火	白糸出張所 ★	内野・佐折・狩宿・半野・原		
	3	火	上井出張所 ★			上井出・人穴
	4	水	芝川公民館 (くれいどる芝楽)	西山・長貫・大鹿窪・猫沢 上柚野・下柚野・鳥並	大久保・羽鮈・内房 上稻子・下稻子	
	5	木	井之頭区民館 ★	猪之頭・根原・麓		
	6	金	上野出張所	馬見塚・上条	精進川・下条	

★井之頭区民館と白糸出張所は、9:30~11:30、上井出張所は、13:30~15:30までの受付となります。

※出張申告会場での確定申告書の受付はできません。市民税・県民税のみの申告となります。

### ◎市民税・県民税の市役所申告相談会場（入場整理券は当日配布します。）

日 程	会 場	受 付 時 間	備 考
2月16日（月） ～ 2月27日（金）	市役所7階 特大会議室	午前の部 9:30～11:00 午後の部 13:00～15:00	混雑状況により、早めに受付を終了する場合があります。
3月 2日（月） ～ 3月16日（月）	市役所1階 113会議室	午前の部 9:30～11:00 午後の部 13:00～15:00	確定申告の作成指導は行いません。 (市民税・県民税申告のみです。)

※確定申告の作成指導は、2月16日（月）から2月27日（金）市役所7階特大会議室で行っています。(事前予約制)

※土・日曜日・祝日は開設しておりません。

### ◎申告に必要なもの

令和7年中の所得がわかる書類	
給与所得者	源泉徴収票
年金所得者	年金の源泉徴収票
その他の所得者	収支内訳書など収入、経費を証明する書類

所得控除等に必要な書類	
社会保険料控除	領収書または支払証明書（健康保険、介護保険、国民年金など）
生命保険料控除	控除証明書（一般、個人年金、介護医療）
地震保険料控除	控除証明書（地震保険、旧長期損害保険）
障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、 障害者控除対象者認定書など
寄附金控除	寄附金の受領証（領収書）など
医療費控除	医療費控除の明細書（領収書・補てんされた金額の分かるものから転記します。） <セルフメディケーション税制を選択する場合> セルフメディケーション税制の明細書（領収書から転記します。） 健康の維持増進および予防への取組を証明する書類など

個人番号確認書類	
マイナンバー（個人番号）等確認書類	※別紙「市民税・県民税申告に係るマイナンバーについて」をご覧ください。

代理人が申告する場合	
委任状、申告者の個人番号確認書類、代理人の本人確認書類	

※申告書は、必要な書類を添付して郵送にてご提出していただくことも可能です。

お問合せ先 富士宮市役所 財政部 市民税課 TEL:0544-22-1126(直通)